

議案第 6 号

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

平成 24 年 2 月 23 日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄 二

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 6 1 号及び第 6 2 号を次のように改める。

(61) 子どもの読書活動支援センター協力員

(62) 削除

別表第 1 の 6 1 の項を次のように改める。

6 1	子どもの読書活動支援センター協力員	月額 105,000 円
-----	-------------------	--------------

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

子どもの読書活動支援センターに設置する子どもの読書活動支援センター協力員の報酬の額を定めるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。